

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ ②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ 幼稚園年少から小学校3年（3～8歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除が廃止された現在の制度による推定）
- ※ 現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

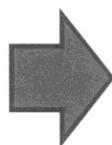
- ※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年（3～8歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここで示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯）	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

- ②～③：前年度分の市町村民税が各区分に該当する世帯
- ④～⑧：前年分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
- ※ 小学校就学前（0～5歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
- ※ ただし、保育単価を限度とする。

- ※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ 小学校就学前（0～5歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯）	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

- ②～③：前年度分の市町村民税が各区分に該当する世帯
- ④～⑧：前年分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
- ※ 小学校就学前（0～5歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
- ※ ただし、保育単価を限度とする。

- ※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ 小学校就学前（0～5歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども)</u> (第19条第1項第1号)</p>	<p>教育標準時間 (※)</p>	<p>幼稚園 認定こども園</p>
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども)</u> (第19条第1項第2号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園</p>
<p><u>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども)</u> (第19条第1項第3号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園 小規模保育等</p>

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造（公定価格及び利用者負担）

○ 教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)を組み合わせる施設型給付として一体的に支給することとされている。(子ども・子育て支援法附則9条)

「施設型給付費」≡「公定価格」(通常要する費用) - 「利用者負担額」(応能負担)

うち 「施設型給付費」(全国统一費用部分) = 「国庫負担対象額」 - 「利用者負担額」

「施設型給付費」(地方単独費用部分) ≡ 「公定価格」 - 「国庫負担対象額」

